

第四十八回国会
衆議院

大蔵委員会議録第六号

昭和四十年二月十日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君

理事 藤井 勝志君

理事 山中 貞則君

理事 武藤 山治君

理事 公義君

理事 道行君

理事 宗一君

理事 木村武千代君

理事 砂田 重民君

理事 谷川 和雄君

理事 西岡 武夫君

理事 福田 繁芳君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 只松 祐治君

理事 平林 剛君

理事 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵政務次官 鍛冶 良作君

大蔵事務官 (大臣官房日本専売公社監理官) 半田 剛君

大蔵事務官 (主税局長) 泉 美之松君

食糧庁長官 齋藤 誠君

参議院議員 佐野 廣君

日本専売公社總裁 阪田 泰二君

日本専売公社販賣部長事務代理 齋藤 欣一君

日本専売公社生産部長 黒田 実君

専門員 抜井 光三君

二月十日

委員小山省二君及び藤枝泉介君辞任につき、その補欠として渡辺郎君及び西岡武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員西岡武夫君及び渡辺郎君辞任につき、その補欠として藤枝泉介君及び小山省二君が議長の指名で委員に選任された。

二月十日 昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一五号)(参議院送付)

本日の会議に付した案件 参考人出席要求に関する件

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一五号)(参議院送付)

製造たばこの定価又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。参考人出席要求の件についておはかりいたします。

金融に関する件について、来たる二十四日宇佐美日本銀行總裁に参考人として委員会に出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○吉田委員長 内閣提出の、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。通告がありますので、順次これを許します。平林剛君。

○平林委員 きようは同僚の野口委員が質問をする予定でございましたが、私がかかりまして、まづ若干の質問をいたしたいと思います。

きようは、葉たばこの収納価格をきめる法律的根拠並びにこれに関して昨年の十一月十八日に専売公社に提出された臨時葉たばこ調査会の「葉たばこ価格形成に関する意見」の内容につきまして、若干お尋ねをしてみたいと思うのであります。

總裁にまずお尋ねをいたします。葉たばこの収納価格をきめる法律の根拠はどこに置かれておりましたか。

○阪田説明員 公社が葉たばこの収納価格をきめておられます根拠は、これはたばこ専売法に規定がございまして、具体的に申しますと第五条の規定でございまして、

○平林委員 たばこ専売法第五条、これにはいま總裁がお答えになりましたように、葉たばこ収納価格をきめる規定が掲げられております。特に第五条第三項に書かれてありますことが私がお尋ねいたしました法律の根拠でありまして、これによりますと、葉たばこの収納価格は、「生産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならない」と書いてあるわけでありまして、

そこで、私はこの法律の解釈といえますか、法律の字句について少し總裁に明らかにしておいて

いただいてから本論に入ってまいりたいと思います。

このたばこ専売法第五条第三項に、「生産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならない」ということばの中で、生産費とか物価と

いうのはだれでもすぐわかることでありますが、「その他の経済事情を参酌して」とございまして、

けれども、この「その他の経済事情」とはどういう事柄を指して言うのか。總裁が葉たばこ収納価格を定めるにあたりまして、根拠法律である解釈をやはり明確にしておきませんと議論が出てくるわけでございますから、この「その他の経済事情」とは具体的に言えばどういう事柄をさすのか、總裁からひとつ御見解を承りたいと思います。

○阪田説明員 「その他の経済事情」と申しますと、ここに書いてありますように、物価、労賃、そのほかの一般の経済事情何でも入ってくるわけでありまして、葉たばこ価格決定に際して参考として取り入れるものはいろいろなのが入ってくると思ひます。具体的にその他の内容というものが、この法律の条文を書きます場合にも予定されておったというふうには考えられませんが、しかし実際問題といたしまして、たとえば葉たばこの耕作の事情でありますとか、他の農作物との関係とか、あるいは葉たばこの需給の状況とか、そういうようなことに掲げてございませぬいろいろな事情がすべて入ってくるのじゃないかと考えております。

○平林委員 「その他の経済事情」という解釈は、一般の農業労賃の事情とか、あるいは葉たばこの耕作の事情であるとか、需給の事情であるとか、いろいろの事柄が含まれるという御説明がございまして、私も最近の事情を考えますと、「その他の経済事情」の中には、いまお話しになったもの

その仙が含まれるものと解釈をいたしております。そこで、私はこれらの解釈から発展をして、「葉たばこ価格形成に関する意見」の内容について、総裁に逐次お尋ねしていく予定でございます。その前に一つ法律上の疑問を聞きます。

ただ、その前にもう一つ法律上の解釈を聞いておきます。「耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならない。」と書いてありますけれども、前段に掲げた生産費、物価その他の経済事情を参酌して、さらに耕作者に適正な収益を得せしめることを旨として定めることが法律の含意であります。従来の専売公社が法律第五条に基づきましてきめております収納価格の中には、この適正な収益というの为一体どのくらいの割合で含まれておるでしょうか、つまり毎年毎年葉たばこの収納価格がきめられてまして、生産に従事したたばこ耕作者は収納代金によって収入を得ておるわけであります。その得た収入の中には自分の労賃もございまして、肥料代もございまして、地代もあろうし、その他のものもございまして。しかし耕作者の大部分は、法律でいえば適正な収益だ、こういうふうに思われるものは大体どのくらいの割合が入っておるといふふうに解釈したらいいでしょうか。いや専売公社は毎年の収納価格をきめる際に、どのくらいが適正な収益だということと法律に基づいて考えておられるのでしょうか。収納価格をきめるにあたっての配慮がどういうぐあいになっておりましょうか。少し意地悪の質問かもしれませんが、法律にはそう書いてあるのでありますから、繰裁に聞かせをいただきたい。

○阪田説明員 法律には、適正な収益を得せしめるといふようなことばが書いてあるわけですが、収益ということばの解釈、これはどういうふうに解すべきかということばは、少し問題があると思いますが、私どもが考えておりますのは、農産物の収益といいますと、普通粗収益とか純収益とかいろいろそういう考えがございますが、ここに書いてありますのは、何と申しますか、企業をやっております会社の利潤とか純利益とかそういった

ような観念ではないというふうに考えております。農作物が生産されまして農家に帰属するいろいろの収入がございますが、そういうものが、たとえば反当たり収入が一体どれくらいになるだろうか、どれくらい収入が農作物を生産することによって得られるか、あるいは耕作者に帰属します、たとえば自家労賃に相当する分とか自作地時代に相当する部分、あるいは利潤に相当する部分もあると思いますが、そういった部分が相当のものであるか、適正なものであるか、こういったような観点から検討いたすということではないのじゃないか。収入の何％が収益だといったようなそういう見方はいたしておられないわけでございます。

○平林委員 私はこのたばこ専売法の第五条その他若干の修正に直接携わった者であります。参議院の時代にこのたばこ専売法の改正案を私が議員立法として提出いたしました、それを契機としてその後たばこ専売法に対する政府案が提出をされ、この第五条第三項の解釈につきましては、私立案者の一人であります。そういう意味から、いま總裁のお答えは必ずしも当時の法律を定めましたときの趣旨とは適合しておりません。確かに耕作者に適正な収益を得せしめるということは、収納価格のうち何％は利益率であるとか、いわゆる一般法人事業におけるような形できめたものではないと思います。しかし常に耕作者に適正な収益を得せしめることを旨としてきめなさいということとは、ある程度生産費や物価その他の経済事情を参酌した上に、こうした部分についても配慮をしながら収納価格をきめなさいということの規定したものでございまして、これは国会の意思でもあります、また国民が認めた考え方でもありますから、私は気持ちとしては、公社の總裁はこのことを基調として収納価格をきめていくということが、法律に従う以上正しい考え方だと思うのでありまして、その点は、何といえますか、そういう配慮、そういう考え方も忘れないできめるという、ある意味では精神的なものかもしれませんが、絶えず心がけてもらいたいと考えておるわけでございまして、

九。九。

さて、そこで、法律上の解釈はこの程度にいたしまして、私が問題にしようと思うのは、昨年、三十九年十一月十八日、臨時葉たばこ調査会が提出をした「葉たばこ価格形成に関する意見」というものであります。これが問題であります。総裁お持ちでしょうか。これは総裁の諮問機関が総裁に対して答申をされたのでございますから、たぶんごらんになつておると思うのであります。これを読むと、たいへんなことが書いてある。私がいま特別にたばこ専売法の第五条の解釈を総裁に求めましたけれども、いまあなたのお答えと私の述べたこと、つまり、法律の含意、法律の考え、精神と全く反した意見が出されている。私はこれを一読いたしましたして、まことにけしからぬ答申だ、けしからぬ意見だ、こういうものに専売公社の総裁が耳を傾けて、そうしてこれからの葉たばこ収納価格をきめられるということになりますと、これは公社総裁みずから法律に反する行為をなさるということになると思うのであります、まことに私は問題がある、そう思ひまして、きょうは特に取り上げたわけであります。なぜたいへん問題だ、とんでもない意見だと申しますかという、その論拠を少し申し述べてみます。

まず、この「葉たばこ価格形成に関する意見」の二〇ページのとこに、こういう表現があるのであります。「葉たばこの収納価格は、生産費・需給関係その他の経済事情を参酌し、たばこ耕作者に適正な収益が与えられることを旨として、毎年耕作着手前に決定され、公告されることとなっている。」と書いてある。これはこの臨時葉たばこ調査会に連なる委員が起草いたしましたして、そうしてたばこ専売法第五条の要約を書いたのでございましょう。ところが、いま私が読み上げましたように、法律と違ふことが書いてある。「葉たばこの収納価格は、生産費・需給関係その他の経済事情を参酌し、」と書いてありまして、まず物価のことを抜かしてある。それから、その他の経済事情の中には、さつき総裁が説明をされましたような

もろもろの要件は入るでしょうけれども、需給関係ということをとさらに書き立てている。いいですか、法律の含意を曲げること、まことにはなはだしい。法律に書いてあることを曲解するか、あるいは自分の都合のいいように書き直しておる。国会でもないくせになまいきですよ、私に言わせれば。葉たばこ収納価格をきめる基準は、国会がきめたのです。ところが、こういうふうにごの連中は書き直している。けしからぬと私は思うのです。これが一つであります。

第二は、同じく一九ページであります。この「収納価格」は、所要の国内産業たばこを確保するに必要にして十分な水準で決定することが原則であり、生産費のほか、需給関係その他の経済事情を考慮して、総合的に決定すべきものである。」まことに越権行為だと思ふ。法律にはこんなこと書いてないです。収納価格は、所要の国内産業たばこを確保するに必要にして十分な水準で決定することが原則である、こういう表現が原則だと書いてある。この原則で書いたということは、前に若干最近のたばこの事情を分析しておりまして、このごろはたばこの耕作者がたばこの耕作をやりがつて、希望する、非常にたばこの耕作をやりがつて、採算に合わないようなところでもやりがつていゝる、こういう事情の分析を受けて書いてある。つまり、こういうときには、それを配慮してきめればいいのだ、それが原則だということを言っているのですよ。国会できめたことを——これもやっぱり国民の一人でしょうが、総裁の委嘱した人です。私はその認識を疑うのです。そして、こういう曲げた解釈で専売公社の総裁をだまかそう、あるいはそういうほうに誘導しようというような魂胆がありありと見える文章でありまして、まことに悪い人たちを委嘱したものだ、私はそう思うのです。これが第二であります。

第三、やはり葉たばこの価格体系について書いてあるのをごいまして、二二ページにもこういう文句が生まれてきているのです。「収納価格の決定に当っては、生産費のほか需給関係その他の経済事情が考慮されるべきである」これも、先ほど私が指摘いたしました意識的な文章があらわれてまいりまして、専売公社総裁が法律に根拠して収納価格をきめようとするのを洗脳するかのとき文章があらわれているので、けしからぬ表現だと思ふのです。

第四ですが、同じくその意見書の九ページから一〇ページに書いてあることをごいまして、要約して私から申し上げますと、つまり「製造たばこの総原価に占める原料費（葉たばこ収納価格および回送保管等の付帯経費を含む）の割合は、三十八年度において約五八％に相当し、直接製造原価のうちでは六六％に達して、製造原価の高低は原料費によって影響されるところが大きい。したがって、葉たばこの格水準のいかんは、専売事業の経営効率を左右する重要性を持っているといえよう。」まるで専売公社総裁の代弁者のことき文章を書いておられるのです。この人たちの、つまり製造原価の高低は原料費によって影響されることが大きいから、専売事業の経営効率を左右する重要性を持っていると考えるので、なるべく低目に考えたいのじゃないかということを示唆する文章ですね。収益専売を強調しておる、こんでもない表現です。こういうところでも、こんなことはたばこ専売法第五条の収納価格をきめる基準には書いてありませんよ。それをこういう文章をしゃあしあとして表現する。これが第四であります。

第五には、一七ページに書いてある「葉たばこ収納価格の基本的方向」という条項でございまして、ここには「葉たばこの収納価格は、農家の耕作希望が公社の葉たばこ需要にほぼ均衡するような価格水準で設定し」という表現が書いてある。いいですか。この解釈は、農家の耕作希望が公社の葉たばこ需要にほぼ均衡するような価格水準で

設定をするを書いてあるのです。つまりたばこの耕作を希望するときは低目でもいいんだよ、耕作を希望する人が少なくなったら少しづつ上げて耕作希望が多くなるようにしなさいという示唆を含めて表現しておるわけでありまして。こんなことも法律に書いてないのです。あまりにも露骨な誘導的な、しかもかつてな、法律に反するような文章が満ち満ちておる意見です。これが臨時葉たばこ調査会という名において、専売公社の総裁に対して答申をしている、私は、専売公社がこういうものにウエートを置いて、そうしてこれからの収納価格をきめようというようになりまして、国は、たばこ専売法第五条、これは死んじまう、国会できめた葉たばこ収納価格の価格決定の根拠をゆがめるものである、こう考えまして、たいへんなことだと思ひましてきょうは取り上げたのであります。専売公社の総裁は、これからの収納価格をおきめになるときに、どうでしょうか、これからはたばこ専売法第五条に根拠しておきめになる御意思でございましょうか。それともこういうような「葉たばこ価格形成に関する意見」なんぞを頭に入れたがきめようとお考えでしょうか。私は前者を希望いたしますけれども、総裁の御意見を承りたい。

○阪田説明員 専売公社が葉たばこの収納価格をきめますにあたりましては、もちろんたばこ専売法第五条、これにのっとりまして所定の手続を踏んで決定しておるわけでありまして。また具体的にそれじやどういう算定方式なりどういう計算でどういう価格をきめるか、こういうことにつきましては、これは法律に基づきまして、まあいろいろ考へ方、やり方があるわけでありまして、そういうふうな点につきましては先般臨時葉たばこ調査会ですかに諮問いたしました、いろいろ先ほど御指摘がありましたような答申をいただいたわけでありまして、答申をいただきました点につきましても、そういうこともいろいろと取り入れまして、本年度の収納価格は決定いたしましたようなわけでございます。

○平林委員 いけませんよ、そんなことは。こんなものの意見を取り入れてやるなんていうことはいけませんよ。これは法律に反するようなことばかり列挙してあるのですから、いけませんよ。総裁、こんなものを取り上げちゃいけません。専売公社の総裁、一体この委員はどなたですか。委員の名前を……

○黒田説明員 委員は七名ほど委嘱いたして調査をしていただいたのであります。委員の名前を申し上げます。会長が川野重任氏、東京大学教授、会長代理、福良俊之氏、東京新聞社顧問。委員、大月高氏、農林漁業金融公庫副総裁。委員、小倉武一氏、農林水産技術会議会長。委員、桑原正信氏、京都大学教授。委員、駿河義雄氏、前全国たばこ耕作組合中央会副会長。委員、谷林正敏氏、日本貿易会専務理事。以上七名の方でございます。

○平林委員 お聞きのとおりです。このうちで駿河義雄さんというのは、前全国たばこ耕作組合中央会副会長で、その前は専売公社の生産部長で、そういう人ですよ。それから谷林正敏という人は、日本貿易会専務理事で、おそらく葉たばこの輸出入をやっているのでしょう。だから葉たばこの輸出入はあとで質問しますけれども、これは、こういう問題を取り扱うにあたってはふさわしくない人です。大月高という人も、これは私は人間的には認めていますけれども、商売柄から言いますと、やはり大蔵省に關係をするお役人の方であります。ほかの大学教授は、これはまあ一応私は敬意を払うことにやぶさかではございません。しかしこのうちのまず半分以上の人は、私は少なくともこんな程度の意見しか出さない人だと初めからわかつておる人なんです。しかも国会できめたたばこ専売法をなるべく違うほうに誘導しようという考えを持って、反国家的な、反法律的な意見を出す人です。私はそういう意味では、これは憤慨したんです、実をいうと。従来平林はあまり憤慨しないほうですけれども、この「葉たばこ価格形成に関する意見」そのものは憤慨したので

す。あまりにも露骨で、あまりにも自分のほうに有利な解釈に持っていこうとする露骨な魂胆、それが起草したと思ひますか。知っている人、ちょっと答えてください。

○黒田説明員 起草はすべて会長の川野重任氏が起草されたわけでございます。

○平林委員 川野さんが起草したのじゃありませんよ。内閣総理大臣の施政方針演説は、大體官房副長官が起草されて総理大臣が手を入れる。最終的にはそれは発表された責任者の意見というふうに見えていいと思いますが、この実際の起草者は違ひますよ。あなたは内部事情を知っているのでしょう。川野さんが自分で書いたのじゃないのです。その草案をだれが書いたかと聞いているのです。

○黒田説明員 こういうような調査会でございますので、当然事務局があるわけでございます。この草案につきましては、すべて川野会長の指示によりまして事務局で原文をつくって、それに対して川野会長が修正し、さらにそれをまた調査会にかけてまして各委員の御意見を承り、その御意見のようにならして案ができた、こういうような経過になっております。

○平林委員 そこで私は問題だと言つたのです。これは川野重任さんは東京大学教授、臨時葉たばこ調査会の会長でございましょう。最終的な文案の責任はこの人が負わなければいかぬです。しかしこの起草にあたって、こういう私が指摘するような点を草案に盛り込んだ者は別にあるというところですよ。しかも各人の意見を聞いてというけれども、先ほどあげた各委員のメンバーを見れば、私が指摘するような法律に従って運営をしてくださいなんという人はいないのですよ。私はここにこの価格形成は、逆にごく悪い解釈をすれば、たばこ専売法に書かれてあるところの収納価格決定の方式なり考へ方なり基本精神というものを、これで曲げていこうという考へ方がある。専売公社、そういう考へはいけませんよ。私はこの点は、国会できめたたばこ専売法、これをやはり専

売公社が守つて専売公社の運営をしてもらいたい、そういう立場で公社に要求します。そして、少なくともこれからの収納価格をきめるにあたりましては、この葉たばこ価格形成に関する意見はいま申し上げた点で法律には合致しない。しかも間違つた方向に誘導する意見で満ち満ちている。こういうものを取り入れてやることは、国会に対する侮辱であるとは極言はいたしません。少くともそういう方向をたどることになり、から御注意ください。私に限らず、国会に席を置く者は必ず私と同じ意見を持つてくださると私は思います。もし違ふなら法律改正をしなければいけません。現法においては正しくそう書いてあるのですから、それを曲げて運営するような方法は私は許しません。

そこでもう一つ申し上げます。単にいまの法律に対する解釈に相反するものであるだけでなく、この中に書いてあるいろいろな文面、専売公社、葉たばこ耕作会をめぐり現状についての認識あるいは分析は、これを読んだ人は間違えるような表現にされています。だから私は、これは少くとも葉たばこに關していろいろな事情のある人は読んじやいけない意見書だと思ふ。こんなものをまじめに読めば、みんな間違ひますよ。間違つた情勢分析と非常にゆがんだ理解のしかたでもって表現していますよ。これを摘指します。

まず第一、これは十ページに書いてある表現であります。「現行の価格算定方式では、最近三カ年の生産費を基礎とし、これを価格決定時点の物価および労賃によつてスライドして価格決定の指標となる生産費を算出しているが」と書いてあるけれども、私たばこ専売公社の葉たばこ収納価格の価格算定方式にお目にかかるわけでありまして、けれども、専売公社の葉たばこ収納価格の審議会に諮問する諮問案の算定方式でも、あるいは今日まで行なつてきた算定方式でも、ここに書いてある表現とは違ひますね。現在の専売公社の葉たばこ収納価格の算定基準というのとはどういう方式でおやりになっていますか。いま私が読み上げた

ような表現でやっていますかどうか。やっていないでしよう。そのあべこべですよ。念のために生産部長ひとつお答えください。

○黒田説明員 ただいま平林委員のお読み上げになりましたものは、三十九年度の価格を決定するまでの方式をさしているわけですが、私どもそのとおりを思っているわけですが、つまずき、たとえば三十九年度までのやり方で四十年年度の葉たばこ価格を決定するわけですが、三十九年度の十二月にこれをきめるわけですが、三十八、七、六と、この過去三年間の生産費をとりまして、その時点におきまして生産費をペイする価格水準を出して、その価格水準を三十九年十二月時点の物価、労賃にスライドする、こういうようなやり方をしていたわけですが、したがって書いて大抵ここに書いてあるようなこととできていた、こういうふうな考へております。

○平林委員 つまみ三十八年の前までは、三十八年度までは、最近三カ年の生産費を基礎としてきめていたのではなくて、過去におけるところの平均収納価格を基準にして、それにいろいろなファクターをかけて算定をしておつたということでありまして、これをとつたのは先回だけでありまして、だからそういう意味では、ほかの点にはいろいろなことに触れながら、これだけについてはとにかく従来からこういうやり方をとっているのか、ごとき印象を与える。

第二に申し上げます。第二の点は、これは十一ページ「農産物価格」は、三十五年頃を転機としてその後一般に上昇したが、葉たばこにおいては、三十六年度以降三十九年度に至る四カ年間の収納価格の累積引上率は、五二・八%となつていて、これに対して、同期間の米の政府買上価格の上昇幅は、四四・二%であり、葉たばこは競合農産物および主要農産物価格に比して、かなり顕著な相対的上昇を示している。」この期間だけとればこういうことになりますよ。この期間だけとれば

ばこういう数字になるかも知れません。しかしこの四カ年間に、葉たばこの収納価格を急速にある程度大幅に引き上げなければならぬ事情は存在したのです。従来の専売公社のたばこ価格決定の方式は、結果的に見て、他の農作物等に比較し、あるいはここに書いてあるように米と比較して低めに押えられて、それを取り返すためにこの期間ある程度大幅な上昇をしたにすぎない。そういうことには触れないで、短期間だけのものを書いて、あたかも葉たばこ収納価格はきわめて優遇したかの印象を与えようとしておる。専売公社、資料をお持ちでしょうか。四年間でなく、もう少し長期的に基準を置いてどういう状態になつておるかを示していただきたいと思うのです。

○黒田説明員 こまかい数字はちよつといふ持ち合せておりませんが、昭和二十五年あたりをベースにしまして、三十九年度現在で米と葉たばこの価格の引き上げ率を比較したことがございますが、そう大きな差はございません。むしろ若干葉たばこのほうが上回つていて、こういうような数字が一応出ております。

○平林委員 私はこれはまたあとで論及しよう。

第三の点をあげておきます。つまり事情認識を誤らせるような表現が各所に見られるという指摘をいま私はしているのです。第三は、同じく十一ページから十二ページにこういう表現がある。

「また、わが国の葉たばこは、輸入葉たばこに比べて従来一般に割安と思われていたが、三十六年度以降の引き続く値上りのため、最近では、その水準はほとんど輸入着値に等しくなつていて、」と書いています。委員の中に葉たばこの輸入を担当する委員が入っているからこういうことをいふのを入れられけれども、外国の葉たばこの輸入の買入れ価格というのは、国内産葉たばこと比較をいたしましてひとしくなつていふのですが、生産部長。

○黒田説明員 外国の葉たばこは、国産の葉たばことはいろいろな点で性質が違ひますので、びたり

比較ということは非常にむずかしいわけでございます。ただローデシアの黄色種とか、あるいはインドとかタイの黄色種とか、比較的日本の黄色種に似た点がございまして、こういうものをかりに日本の国内産葉たばこにつけます等級に当てるとどの等級に当たるか、こういうことで二、三の輸入品につきましていろいろと専門の者に鑑定させてみたわけでございます。そういう結果を総合いたしますと、いろいろなことでございまして、向こうのものも輸入した場合の日本に着きました値段と、こちらの収納価格と申しますか、黄色種ですと、再乾燥しましてたる詰めしたその価格と大体似たようなところになつていて、こういうようなことは言えるのじやないかと思ひます。しかし、これも先ほど申しましたように各種各様の葉たばこがあるわけでございます。どちらが安い、高いということをしつと申しますと、そういう場合はかりはなないわけでございます。大体の目安と申しますか、そういうようなことで申しますと、ここに書いてあるような状況ではないか、こういうふうな考へております。

○平林委員 だめですよ、そんなことは。インド葉なんというものは、これは日本ではいへばくず葉みたいなもので、ごく質の悪いもので価格の低いたばこに入れるものです。これを国内の松川葉だとかその他のものに比較をしてもものを言うたらだめですよ。こういうようなことが随所に出されていふ。これはこまかく聞いたついでです。葉巻きたばこに使うところの葉たばこが大体キロ当たりどのくらいするか、国内産と比較すれば目をまわすような耕作者がいます。またパージニア葉についても、国内産のいわゆる黄色の優等葉と比べてどのくらいの違いがあるかということを開けばあるほどと考えます。そのくらい輸入価格に違いがある。いまあなたはおっしゃつたけれども、それぞれの種類によつてみな価格は違ふけれども、その段階とは格段の違いがあるけれども、それをこまかく最近ではその水準は

○黒田説明員 三十八年の葉たばこの収支につきまして若干調査した数字があるので申し上げます。三十八年の十アール当たりの収納代金が全種類平均で九万三千四百八十七円になっております。これに対して十アール当たりの第二次生産費が九万二千六百五十三円ということになっているわけでございます。十アール当たりの利潤

○黒田説明員　生産費調査は、現在大体全園で千二百戸程度のものをとりまして調査を実施しているわけでございます。大体三十万ちよつとというのが現在のたばこ耕作の農家戸数でございますので、二百六、七十戸に一戸の割合でサンプリングしている、こういうことでございます。これは無

の状況からまあまあと考えております。しかし一方生産者団体でもいろいろな生産費調査というのをやっておるわけでございまして、それについてはどういうお考えを持っておるか、そしてまた価格決定にあたりましてはそういうものはどういうふうに参酌しようとなさっておる心がまえであるか、それをお聞かせ願いたい。

り耕作産地別に見ますと、ある一つの郡に十名だとか、八名だとか、町によりましては三名だとかいうような結果になるのでございまして、そういう意味では、全く信を置かないというわけではなく、規模としてまあこの程度ということでは了承しますけれども、本来やはり法律に掲げられてあります基礎であるだけにもっと充実した生産費調査と

いうものが必要であると考えておるのであります。とにかく何百億円という収納価格の基礎になるものでございまして、そういう意味では生産費調査というのに対してなお引き続き公社は相当力を入れて、どこからつかれてもこれはだいたいようぶだ、法律に書いてある生産費に基づいていろいろ考えていくというのに対して決してさんなものでありませんよと言えような生産費調査をやってもいいと思つておられます。これは現在の状況では不足だと思つておられます。その充実をはかってもらいたい。第二には、いまお話がありましたが生産者の側で調査するもの、これもやはり相当参考にするという心がまえがなくてはならぬ。特に全国の耕作者団体も、こういうことをやれば千二百どころじゃないですよ。専売公社と同じ方式でもいいです。そういうやり方をとっていけばそれこそ何千でもできるわけでございますから、そうなればむしろそのほうが信憑性があるという生産費調査になるかもしれない。こういうことを考えますと、耕作者団体も生産費調査に力を入れて、そして公社の調査ではこうだが私のほうの調査ではこうだとして議論のできるようなものにならなければいかぬし、そうして初めて法律に掲げている生産費を基礎にしていろんな問題を考えるというのが合ってくる。国家の支出も何百億円でございますから、その基礎があいまいなものでも困る。もちろん耕作者のほうがかつてに我田引水にやるのも適当じゃございませんからそこは判断をしなければなりませんけれども、専売公社自身のほうも内容を充実してしっかりしたものにします。同時に生産者側のものもこれを一がいに排撃するのではなくして重要な参考資料としてきめていく、これが私は法律の含意であると思つておられます。この点については大いに力を入れてもらいたいと思つておられますけれども、公社総裁の御見解はいかがでしようか。

○阪田説明員 生産費調査につきましては公社としてはかなり古い昔からやっております。いろいろ調査の方法、サンプリングのとり方その他に

も検討を加へまして改善もいたしておるわけでございます。おっしゃる通りに収納価格決定の基本的な資料になるものでありますので、今後も十分に調査を充実いたしてやってみようと思つておられます。なお、耕作団体系統のほうで生産費調査をなされるその調査の方法なり結果、とり方、範囲等におきまして、十分信憑性があるといひますか。統計として利用できるという程度のもののができますれば、もちろんそういうものも私どもとしては参考にはいたしたいと思つておられます。

○平林委員 たいへんよいお答えをいただきました。ぜひその方向でやってもらいたいと思つておられます。

最後に、私、「葉たばこ価格形成に関する意見」に戻りまして、大体こういう意見を出される調査会の会合というものは、この報告書によると二十何回やつたのだそうでありましても、専売公社の総裁はどういうことを諮問なさつたのでしょうか。要するに何か諮問なさつたからそれによつてこの意見が出されてきたと思つておられますけれども、公社の総裁がこの調査会に諮問をした諮問原案といふものですか、どういう点をやつてもらいたいといふようなものがございまして、どういふことを諮問なさつたのか。

○阪田説明員 総裁からこの調査会に諮問いたしました事項は、葉たばこ価格形成に関する基本問題について諮問してほしい、こういう趣旨のものであります。

○平林委員 何か文書か何かあるのでしょうか。要するに口頭で言われたのでございまして、政府は諮問機関をやたらにつくりましてよく諮問をします。それこそいいものもあるし、あまり価値のないものもある。そういう中では、こういう条項について諮問してくださいといふ、たいがい個条書きに書いて各委員に渡します。それに基いて審議会で審議がされて結論になるわけでございますが、この場合には何か文書なんかございまして、文書があつたらひとつそれを読み上げてもらいたいのですよ、あまり長いものでなければ。

○黒田説明員 特にそういう文書はないわけでございます。いまして、この臨時葉たばこ調査会設置につきまして、委員さんには委員をお願いした場合に、ただいま総裁から御答弁がございましたように、この調査会におきまして葉たばこ収納価格の基本的な問題を検討していただくためにこの会を設けるのだという趣旨のためにお願い申し上げまして、そしてその趣旨を第一回の会合の際に総裁からごあいさつで述べていただきました。それを、もつて一応諮問と申しますか、そういう趣旨にしたわけでございます。特に書いた文書というものはございません。

○平林委員 専売公社の総裁は、かつてたばこ耕作審議会から答申をされた葉たばこの収納価格算定に関するいわゆる生産費及び所得補償方式については、国の農産物価格政策の基本事項に關係するところが多いと認められるので、農政全般を審議するしかるべき機関において根本的に研究されることが望ましい、こういう趣旨の答申を受けて、そうしてこの問題について何らかの結論を出さなければならぬ立場に置かれておつたのじゃないですか。私の言わんとするところは、葉たばこの収納価格の決定について、たばこ専売法第五条で規定をする——これがすなわち生産費及び所得補償方式であるとは書いてありませんけれども、これを私どもが立法し、法案を審議する段階におきましては、再生産というところばなんかも初め法律用語に書かれてあつて、与党、野党のいろいろの話し合いの結果それは別な表現になりましたけれども、少なくとも生産費所得補償方式に指向する方向でない方向なんです。加えてここに生産費所得補償方式に対する答申が出されて、公社は何かの結論を出さないといふことになつておる。たばこの耕作者は年来生産費所得補償方式の実現を熱望しておる。これによつて葉たばこ収納価格が算定せられることを熱望しておる。そしてそれによつて生活の安定を欲しておる。こういうことから考えますと、専売公社は何らかのこれに關する

結論を出さねばならぬ立場にあるわけでございます。いまお聞きいたしますと、葉たばこ価格形成に關する全般についての諮問をなさつたということと、どうも生産費及び所得補償方式についての見解を求めた、こういうふうには受け取れないの、ございまして、しかしこれは受け取れない問題については今後どういふふうにして結論を出しになるつもりでございまして。

○阪田説明員 先ほど申し上げましたように、この調査会に對しましては、葉たばこの収納価格の形成に關する基本的な問題について審議していただく、こういうことをお願いいたしましたわけでありまして、その中には、ただいま御指摘になりました葉たばこ収納価格につきまして、生産費及び所得補償方式をとるかどうかといった問題も当然含まれるというふうな考慮をしております。そういうような意味で諮問いたしましたので、答申によりまして、そういう問題についての結論と申しますか、意見が含まれておる、こういうふうな考慮をおるわけでございます。

○平林委員 さてそこで私は、いま総裁がそうおっしゃるならば、まことにこの意見なんといふのは、自己擁護、矛盾はなはだしいものであるといふことを最後に申し上げたいと思つておられます。確かにいま総裁がお答えになりましたように、十八ページにはそう書いてあります。「公社が葉たばこに對して特別の政策的価格を設定することには財政専売を建前とする現状からして、積極的な論拠を見出しがたい」という結論に達した」と書いてあります。これは私は生産費及び所得補償方式といふのが政策的価格を設定するものであるかどうかは議論の余地があると思つておられますけれども、もしこれが生産費及び所得補償方式のことをさすとするならば、これをやる積極的な論拠は見出しがたいといふ結論に達したといふのが答えとなるの、ございまして、私は生産費及び所得補償方式が政策的価格だとは思いません。だからこれが生産費及び所得補償方式の否定と思つておられないのでありますけれども、先ほどから申し上げました

ように、私、不信任を出しておる委員でございませうから、あるいはそのことかもしれません。そうするとこれが結論ということに受け取れるのですね。ところが、先ほど申し上げました生産費所得補償方式についてしかるべき機関において根本的に研究されることが望ましいという答申を出した人と、今度のこの結論を出した人と同じ人なんです。そんなばかなことがあるのですか。最初の葉たばこ耕作審議会のメンバーの人たちが、葉たばこ収納価格については生産費及び所得補償方式について根本的に研究するように別の機関でやってもらいたいという答申を専売公社に出して、おいて、その人たちが今度は積極的な論議を見出しがたいという結論に達したなんて、自分で発案してしまひには自分で結論を出したような感じになるわけでありませうけれども、こゝろ辺が時間の経過からいってずいぶんかつてな落ち込みをしたものだと思ふのでございませう。この点でもどうもこの人たちの真意を察することができない。私があげました十八ページの文句というのは、公社の総裁は、生産費及び所得補償方式の否定、こゝ御釈明なさっております。したがってそういう意味では、前に出された答申はこれでピリオドが打たれたという御釈明ですか。その辺はいかがですか。

○阪田説明員 生産費所得補償方式というように名前では呼ばれておりますが、算定方式のやり方、これにもいろいろとありますが、政策的価格といったような形の価格になります。そういう意味の生産費所得補償方式、そういうものを採用するのは適当でないというふうにご答申で答申をされておると心得ております。

○平林委員 私はこれは認めません。先ほど来指摘をいたしましたように、この葉たばこの価格形成に関する意見というものは、私はきょう質疑の中で論じましたような各論点に立ちまゝして認めがたい。したがって、もしこれが葉たばこの収納価格決定にあつて生産費及び所得補償方式の問題についての結論として出されたものである

とするならば、なおのこと認めがたい。したがって公社総裁は、このたばこ耕作者の年末の希望であるところの算定方式に対する結論が、これによつては決して解決されないということは頭に入れて引き続き検討する御用意がなければならぬと思ひます。専売公社の総裁が御用意がなければ、これはやはり全国の葉たばこ耕作者は憤然として立ち上がるでしよう。私は、そういう意味では、きょうの私が述べた意見をひとつ十分お心にためられまして、葉たばこ価格の今度の決定にあたりまして、引き続き公社総裁が法律に基づいて御検討なり、それに基づいて決定をされることを、強く希望いたします。その希望を述べまして、私の質問はこれで一応終わつておきたいと思ひます。

○吉田委員長 この際、本日本付託になりました参議院送付にかかる昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案を、あわせて一括して議題といたします。

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

1 米穀の生産者が、その生産した昭和三十九年度の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十九年九月二十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十年三月一日までに政府に売り渡した場合に、当該生産者の昭和三十九年度の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に應じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相抵する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十九年九月三十日までに売り渡した

米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和三十九年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和三十九年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和三十九年十月二十一日から昭和四十年三月一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

2 前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

九月二十一日	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県	八月三十一日
九月三十日	福島県、栃木県、新潟県及び長野県	十月三日
十月一日	福島県、栃木県、新潟県及び長野県	十月四日
同月二十日	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び長野県	同月二十三日
	北海道	同月二十四日
	福島県	同月二十四日
十月二十一日	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び長野県	同月二十五日
	北海道	十一月五日

3 第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

由である。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
（参議院送付案中同院修正に係る条）
（文を掲ぐ。小字及びは修正）

理由

昭和三十九年度米穀につき、事前売渡申込制度の円滑な実施に資するため、事前売渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理

1 米穀の生産者が、その生産した昭和三十九年度の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十九年九月二十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十年三月一日までに政府に売り渡した場合に、

当該生産者の昭和三十九年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に應じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十九年九月三十日まで売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和三十九年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和三十九年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和三十九年十月二十一日から昭和四十年三月一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

五 第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に應ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

六 前二項の規定は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二條第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和三十九年度の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十九年九月二十一日までに申し込むその申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十年三月一日までに政府に売り渡した場合について適用する。この場合において、第一項中「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法入税額」とは、「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する」と読み替へるものとする。

七 前項において適用する第一項の規定により損金に算入された金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十六條第一項の規定の適用については同項に規定する所得の金額に、同

法第七條の二第一項及び第二項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律の施行前に、本則第四項に規定する売渡しの日の属する事業年度分の法人税につき法人税法第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書（これらの申告書に記載すべき事項を記載した期限後申告書を含む）を提出し又は同法附則法（昭和三十一年法律第六十六号）第二十五條の規定による決定を受けた本則第四項の農業生産法人は、同項において準用する本則第一項の規定の適用により、法人税法第十八條又は第二十一條の規定による申告書に記載すべき所得金額若しくは法人税額が過大となる場合又は同法第二十六條の五から第二十六條の八までの規定による還付金額が過少となる場合には、この法律の施行の日から一月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、これらの額につき国税通則法第二十三條第一項の規定による更正の請求をすることが出来る。

○吉田委員長 本案は参議院において修正の上送付されたものでありますので、まず政府より提案理由の説明を聴取し、引き続き参議院における修正の趣旨について説明を聴取することといたします。

○穀治政府委員 ただいま議題となりました昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、昭和三十九年度の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、米穀の生産者が、同年産の米穀を政府に対し事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合においては、同年分の所得税について売り渡しの時期に応じ、玄米換算百五十キログラムすなわち一石当たり千七百円ないし千八百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。これがこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○吉田委員長 参議院議員佐野廣君。

○佐野参議院議員 ただいま政府のほうから提案になりました昭和三十九年度米穀についての所得

税の臨時特例に関する法律案につきまして、参議院におきまして、本日これが修正可決いたしました次第でございます。つきましては、この修正の経過並びに結果等につきまして御報告いたしまして、御賛成をいただきたいと存じます。

修正の点は、昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例措置を、米穀の個人生産者のほか、農業生産法人についても適用することとする、このようにございまして、修正案は、本日参議院で先ほど可決いたしましたのでボックスのほうに入っておりますので、まことに不手ぎわで恐縮でございますが、昭和三十九年度の米作農業生産法人の実態はまだつかめておりません。そこで三十八年度の状況を御報告いたしますと、農業生産法人の制度が三十七年にできまして、三十八年十二月現在で七百五ございまして、この中で米をつくっております生産法人が十五道県、百一ござい

ます。そして黒字の生産法人は五十四ある次第でございます。そこで今年度におきましては、先ほど提案理由の説明のございましたように、個人生産者ばかりでなく、農業生産法人につきましてもこの減税の措置をいたしたいということでございまして、参議院のほうにおきまして、自民、社会、公明、民社、この四党共同提案をもちまして、ただいま朗読いたしましたような修正をいたしました次第でございます。これによりまして約百万円の収入減と相なる見込みでございます。

簡単に申し上げましたが、どうか御賛成のほどお願いいたしたいと存じます。

○吉田委員長 これにて提案理由の説明、及び参議院における修正の趣旨の説明は終わりました。

○吉田委員長 これより両案について質疑を続けます。通告がありますので、順次これを許します。只松祐治君。

○只松委員 ただいま平林議員から質問いたしました問題に関連いたしましたので、若干御質問をいたしたいと存じます。

先ほどの質問の中にもございましたたばこの耕作関係について団体交付金が八千万円から出ておりますが、これはどういう基準でこういう金額ははじき出されておるか。あるいはその使用方法はどういうふうになっておるか。また使用された後に専売局のほうでどういう監査をされておるか。ひとつ要領よくお知らせをいただきたい。

○黒田説明員 耕作関係団体に対します交付金でございますが、大体耕作団体が公社の仕事の助力的なものや若干やっておりますのでございまして、これに對しまして交付しているわけでございまして、耕作団体から交付金の対象となる事業につきましまして、事業の実施計画を出してもらいまして、それによりましてその経費の一部を交付金として交付しておるわけでございまして、交付しましてそれを使いまして実績につきましまして、公社のほうで監査を実施しまして、適法に使用されたかどうかというところを見ているわけでございまして。

○只松委員 全く抽象的な話ですが、それじゃ具体的にどういう事例に對してどういう基準でこういう金を出し、どういう監査をしておるか、こういうふうなひとつお答えをいただきたいと思っております。いまの答弁くらいなら聞かなくても初めからわかっているのです。具体例を引いてひとつ……。

○黒田説明員 現在交付金として交付しております項目について申し上げますと、たばこ耕作団体経営にかかわる試験の補助、第二が、たばこ種子の配付、あつせん、第三が、植えつけ検査及び量目査定の事務補助、第四が、収納事務補助、第五が、公社の発する指示、伝達の補助、第六が、防犯宣伝施設の補助、第七が、たばこ耕作組合中央会に對する補助、これだけ、七つになっておるわけでございまして、このうちたばこ種子の配付、あつせん、それから植えつけ検査及び量目査定事務、収納事務の補助のこの三項目につきましまして、最近手数料で払っておりますので、交付金は交付してはおりません。したがって現在交付金を交付してはおりません、この三つを除きましたあとの四つの項目に對しまして交付してはおりまして、こ

ざいます。

交付の基準といはしましては、全額ということ
でなくて、それぞれの事業に對しまして耕作団体
が必要とする経費の五〇%ないし六〇%程度のもの
を補助しておるわけでございます。

○只松委員 それが實際上耕作団体でどういうふう
に使用されておるか。したがって、それはあな
たのほうでどう監査されておるか。全体でなけれ
ば一つでもいいから事例を出してひとつ教えてく
ださい、こう言っておるのです。

○黒田説明員 たとえば、たばこの耕作団体経営
にかかわる試験の補助というのがございしますが、
これは全国で大体七つの都道府県に耕作団体の経
営にかかわる試験場があるわけです。これが所定
の試験計画に基づきまして試験を実施しておるわ
けでございますが、これに對しましていろいろ経
費が要るわけでございます。この経費の一部を補
助しておるわけですが、公社といたしましては、
その試験が済みましてからその結果がどうなつた
か、それに対して経費をどういうふうに使つたか
というのを帳簿等を詳細に調査いたしましたして、
中身を検討いたしまして、確実にその経営の経費
が全部で幾らかつたか、その一部として交付金
をどういうふうに使つたかというのをあとから
検査して確認しておるわけでございます。

○只松委員 調査、検査は専売局のどこでおやり
になるのですか。

○黒田説明員 これは耕作団体にいろいろな団体が
ございまして、全国の中央会、その下に府県単位の
耕作連合会、その下に地区の組合がございまして、
したがって、地区の組合にございましては、主とし
て地方局の下にありまして支局、出張所——公社の
組織が、本社の下に地方局がございまして、地方
局の下に支局、出張所があるわけでございます。
で、耕作組合の地区の単位組合は、大体支局、出
張所の区域をもつて区域といたしておりますの
で、公社の支局、出張所に対応するような姿に
なっておるわけです。県連はこれは必ずしも地方
局と一致しておるわけではございませんが、支所

の範囲よりもちょっと大きい、こういうことに相
なっております。したがって、監査につきま
しては、大体地区組合の単位では支局、出張所で
主として監査をやっておりますし、県連に對しま
しては地方局で監査をやっております。こういう
ようなのが大体の原則的な姿になっております。
ただ、ただいま申しましたたばこ試験場等の問題
につきましては、これは主として地方局で監督を
しておる、こういうような姿になっております。

○只松委員 支局、出張所で、係はどういうところ
でやっておりますか。それからたとえば中央団
体の交付金もはつきり聞かれませんでしたが、あ
るようですが、そういうのはどこでやっておられ
ますか。それから専売局の中ではこの調査、監査
はどこで専門にやっておられるか。これだけ相当
膨大な金ですが、あとでまた聞きますが、相当出
ておるわけですから……。

○黒田説明員 中央会の監査は本社の生産部の生
産課が所掌いたしております。それから地方局の
場合は、地方局の生産部の耕作課が担当いたして
おります。それから支局、出張所の場合は、支局、
出張所の耕作課の担当になっております。

○只松委員 いままでこういうのが全部適法に使
われた、こういうのがあつて、不適当であつたと
かあるいは違法行為があつたといふことは、いま
まで一回もありませんでしたが、ありましたか。

○黒田説明員 違法行為はございせん。

○只松委員 類似のこういうものが、たとえばた
ばこ販売団体交付金というのが五百三十三万です
か、あります。あるいは販売報償費というのがご
ざいます。いまと同じようにこういう費用は、お
のづから報償費と団体交付金とは違ふと思ひます
が、この交付される基準あるいは交付方法、これ
がどう使われているか、たとえば団体交付金など
を見ますと五百三十三万円で、そうすると一
都道府県に直しますと十二、三万円で、この
いう金がどういう基準でおろされ、あるいはどう
いうふうな、一県に直すとわずかな金ですが、使
われているか。さらにいえば、こういうわずかな

金がどうしても必要であるかどうか、ひとつお聞
かせをいただきたい。

○斎藤説明員 お尋ねのたばこ販売団体交付金の
使用の状況でございますが、ただいま生産部長の
ほうから御説明のありました耕作団体に関する交
付金というものと大体同じような点に使われてお
ります。公社がやりますことをたばこ販売団体が
かわつてやります場合、その場合の経費を見てや
るといふことで使われておりますが、中身を例示
して申し上げますと、たとえば商品管理簿を複製
いたしますとか、公社が指示いたしますことをか
わつて伝達してもらつとか、あるいはその団体に
おきまして機関紙を出しますとか、パンフレット
を作製いたしますとか、いろいろ団体として企画
があるわけでありまして、その企画に基づきまし
て、企画を公社のほうに出してもらひまして、そ
れについて査定をいたしてしかるべき金額を交付
している、そういうことでございまして。

○只松委員 たばこの業者では、業者独自にやは
り大体売り上げの何%か基準をきめて、その市
あるいは県の組合に公納金といふものが、金を納
めていくわけですね。それをいま言われたこと
や、専売公社のほうからいろいろ命令が来たとき
に使われておる、こういうことを私は聞いており
ます。下からそういうふうに出しているのになか
らまたこうやってことさらに、しかも一県にする
とわずか十何万円、これを都府県に直していきま
すと、ほとんどなくなつてしまふわけですね。ほとん
ど都府県までいけばはしない。大体いつたつて都府
県だろふと思ひますが、こういう金がどうしても
必要なのではしょうか。それから塩のほうを見ま
すと、塩にはあるかどうか。私も全部完全に見て
おりませんが、塩にはこういうものはないようで
すね。金が残っているからたばこのほうだけむだ
づかい、といふのは何だけれども、こういうものを
出すが、塩の關係は出さないので、あるいは専
売なりはかの政府の關係機関でこういうものを出
しておられるかどうか、そういうことを関連して
ひとつ答弁してもらひたい。

○斎藤説明員 公社の業務方法書、それからたば
こ専売法によりますと、公社は小売り人に対して
たばこ販売の点につきまして指示をするというこ
とができることになっております。指示をいたし
ました場合に「予算の範囲内で、その指示された
事業に要した費用の全部又は一部に相当する金額
を、当該団体又は連合体に交付することができ
る。」ということになっております。この規定に
基づきましてやっておるわけでありまして。おつ
しやいましたように、販売の場合はきわめて少額
な金額になっておりますが、この規定に基づいて
そういうようなことをやっておるということでご
ざいます。

○只松委員 塩にはございせんか。

○斎藤説明員 塩にもございせん。

○只松委員 何の名目でやっておりますか。

○斎藤説明員 ただいま塩の担当者がおられます
ので詳しいことは存じませんが、法律の規定を見
てみますと、たばこの場合と同じようなことを
やっていると云うようになっております。

○只松委員 塩の關係者がおられないやうです
からこれ以上お聞きいたしません、こういうもの
がはたして要るかどうか、こういう点も、きょう
大臣はいませんが、政務次官、各県にいくとわず
かな金でしよう、交付金その他の問題として私ど
も党のほうでも取り上げておるのですが、ひとつ
御検討いただきたいと思ひます。

それから販売報償費というのは、これはだいたい
大きな金になっておりますが、大体小売り店に
いつておるやうでございまして、この基準、ある
いは交付方法、こういうものについてお答え願ひ
たい。

○斎藤説明員 販売報償費は、報償費という名称
からおわかりと思ひますが、これの使途といはし
ましては、一部分小売り屋さんの表彰のために
使つております。それからほかの部分にはさつき申
し上げましたように、小売り屋さんの団体でいろ
いろな販売のための企画があるわけでございま
す。たとえて申しますと小売り店の間で陳列のコ

ンクルをいたしますとか、そういったようないろいろな企画がございしますが、そういった企画に對しまして公社が適当と思われるものに對して、この報償費の中から一部支出しているというのが現状でございます。

○只松委員 これはことは九千万円ですが、どういう基準で報償費が支払われているのか。それが小売り店にいつているのかと思うと、そうではなくて表影のために使っている、こういうことですが、そういうことで使用法なんか、あなた方からいえば交付方法ですが、いま聞くとこれは必ずしも小売り店だけにいつているわけでもないですね。だからどういう基準でこういうものが交付され支出されて、そしてどうやって使われているか。もう少し明確に聞きたい。

○斎藤説明員 全体で九千何百万円かの金額でございしますが、このうち表影に使われます金額が約四分の一、二千四百万円、それからそのほかがさつき申し上げました小売り店の団体のいろいろな企画に對しまして交付しているわけでございます。これは御承知のとおり十七の地方局がございまして、原則としてそれに対応するように販売団体の連合会がございします。その連合会の大小の規模に應じて金額を支出いたしまして、具体的な費用の中身につきましては公社のほうと連合会のほうとで、たばこの販売に役立つような使途にいつて使用するというところでございしております。

○只松委員 たばこの販売に役立つように使うことはあたりまえのことです、たばこが売れないように使うことはないと聞きますが、それは当然のことだけれども、いまお聞きしますとなかなか使用目的がはっきりしないようですね。前に聞きましてら県段階の団体にいつておる、こういうことですが、そうすると前の販売団体交付金なんというものは要らないで、一本にしたっていいと思うのです。使用目的がはっきりしない。原則として小売り店についてということになっているのではないですか。どういうことになっているのですか。

○斎藤説明員 小売り店及びその組織する団体と

いうことになっております。

○只松委員 小売り店には現実にいつていますか。どうですか。

○斎藤説明員 小売り店に直接には、いつておりません。

○只松委員 そうすると、小売店には現実にいつておりますか。

○斎藤説明員 小売店に直接には、いつておりません。

○只松委員 そうすると、小売店及び団体にいつていないことになっておるけれども、実際上はいつておらないということになると、これはその目的からもはずれておるということになりますね。私はきょう関係法令を調べておりません。いまの答弁の中でしか私は受け答えいたしておりませんから、いづれまた関係法令その他を調べてお聞きしたいと思いますが、こういういろいろの保管等見ましても、専売公社の場合には自分のところで金をたくさん持つておるものだから、金の使い方その他非常にずさんな面があるんじゃないか、こういうふうに思われます。きょうは平林君に關連して私、聞いておりますので、そういう点もまたいづれ機会を改めて聞きますが、この次はひとつよく答弁できるように準備をしておいていただきたいと思ひます。

それからこれも小さなことですが、しかし、たばこは、小さな一個が重なって膨大な益金を生むわけでございます。いわゆる一つ一つの小売り店が集まってこれだけの収益を生んでおる。全国にいま小売り店は幾らございしますか、ひとつお教えをいただきたい。

○斎藤説明員 昭和三十九年九月末、去年の九月末でございしますが、十七万四千七百四十九店にいつております。

○只松委員 この中に、たとえば鉄道弘済会であるとか私鉄とか、こういうものが各駅あたりずつとございしますね。これも、聞くところによると許可をとつてあるところもあるし、そうじゃなくて、一カ所あれして何か出張販売というような形に

なつておるところもある、こういうことでございしますが、こういう鉄道弘済会あるいは私鉄の類似のものは、一カ所だけの許可で全部随時、たとえば駅が新設されたり何かしたら出していいの、あるいは駅で、いままでホームで一カ所しか売ってなかつたのが、今度二カ所、三カ所、ホームが拡張されたりして階段ができるということになると売り場がふえていくわけですが、こういう点は専売公社の許可が要るんですか。弘済会あたりが適当にやっていますか。

○斎藤説明員 そういう必要のございしますときは、弘済会なら弘済会から許可申請を出していただきます。こちらのほうで許可するということになっております。

○只松委員 私鉄とか劇場とか、そういうところも同じですか。

○斎藤説明員 同様でございます。

○只松委員 これはただ、實際にいればほとんど許可していい、一般の許可基準みたいに非常に厳格なものがあるということじゃなくて、願ひ出ればすぐ許可する、こういうことですか。たとえば、そういうことだと、駅前にはたばこ屋さんがあつたとすると、いままで駅で一カ所しか売ってなかつたので、駅前で売つておれば五十万売れていた、こうすると、駅で二カ所なり三カ所売つていくなつて、あるいは改札口が新しくできてそこでもすぐ売つていくなつて、片一方は非常にめんどろな許可が要る、しかし片一方は届け出だけすればすぐ売れる、こういうことになると、たいへんに不公平な事態も起るわけなんですから、これは届け出だけで許可になっておるのですか。

○斎藤説明員 法律上の性質は、新規に開業される場合と同じでございます。許可でございます。しかしながら、たとえばいまお聞きになりました駅のような場合でございしますと、駅自身が、一つの駅の管理者の管理する場所になっております。そこで、たばこの売り場の数を幾つにするかというところになりますと、駅が一つの管理者のもつて管理されているという立場から申しますと、

一般の場合と違ひまして、普通の許可の場合と異なつて、容易に許可されると申しますか、比較的許可のおりることは簡単になっております。

○只松委員 實際には、駅で売るといふことに拒否されたようなことがありませんか、あるいはたまたまはあるかどうか知らないが、一般の許可基準にたいに相当するかどうか許可するということではなく、ほとんど有名無実と言つてどうか知らないが、届け出れば許可する、事實上届け出制と言つてもいいのじゃないですか。

○斎藤説明員 實際に許可のおりなかつたという例は聞いておりません。もちろん、何でも自由にやるというわけではございませんで、私たちがのほうから見まして、駅の構内でもたばこ売り場を置くところとして不適当なところもある、そういうところではなければ、おっしゃる通りにそう制限せず許可しているというのが現状でございます。

○只松委員 いまお聞きしますと、そういう関係の場合にはほとんど無条件に許可されておるわけですし、これでは小さいたばこ屋さんはなかなか容易じゃない。實際新しく営業許可を駅前などで受ける場合には、駅の中なら駅の中にたばこ屋さんがあつた場合、距離その他から見て、へたに民間に許可すると、駅のほうで便利だからそこでたくさん買つていきますから、よけいに打撃を受ける。専売公社にはいろいろな基準がありますし、きょうは基準について聞く時間もございしませんから内容まで聞こうとは思ひませんけれども、こういう完全な独占企業の販売の許可その他はアンバランスのないようにしていかないと、一方だけを非常に取り締まつて片一方は野方図にしておる、こういうのはたいへん片手落ちだと思ひます。

それから、私のところの埼玉あたりには団地がたくさんできて、たとえば松原団地というものは、約七千戸近くある非常に膨大なものです。しかし、団地ですべて権限を持つておりますので、民間の住宅ではございせんから、たばこ屋の新規開業というものはできない。団地の人は非常に不

便を感じる。中でもたばこの営業をしたいという人もありますけれども、許可しない。これは逆の面から見れば、団地関係者だけが特定のところに許可を得て非常に膨大な収益を上げる、こういう形にもなっている。収益関係から見てもたいへん不公平であるだけでなく、草加団地は、非常に膨大なところに売店は一カ所か二カ所しかない。そこで買いに行かなければならない。

〔委員長退席、金子（一）委員長代理着席〕

近代的なビルディングが建った場合にはたばこは売っておりませんが、民間の大きなアパート、そういうものが密生して建っているところ、そういうところには専売公社のほうの関係、持ち主との関係、こういうことで販売店がなかなかできない。国民の利益供与をはかるということが専売公社の任務でしょうし、あるいはよけい売るといことが皆さん方の任務とするならば、こういうものはもっと住宅公団なんかと話し合ったり、あるいは特設ポストをつくってそういう広大なところには昼間だけでも売るとか、そこに年寄りなんかいると思えますから、そういうものができれば希望者はたくさん出てくると思う。ちよどいままの乗降客あるいは駅の付近の発展とともに新しい売店ができて、それを皆さん方が無条件に認めておられるように、こういう社会の居住形態の變遷、その他こういうものに対応して、やはり販売方法の改善ということも当然に考えていかなければならぬ。そういうことについて、いま研究なりあるいはそういうことをするお考えがあるのかどうか、ひとつ伺っておきたい。

○齋藤説明員 いま只松委員のおっしゃいましたことは、まさにそのとおりでございます。最近、大きな団地ができてきたとか大きなビルが建ちました、結局その団地なりビルなりの管理権を持っている人が、そういう意思がございせんか、とばこ屋の店が置けないということで、消費者の方に非常に御迷惑をかけるということが問題になっております。したがって、そういう場合に、管理者と私たちの間でいろいろと交渉をいたしましてた

ばこの店を置いていただくということで、消費者の方に御迷惑をかけないようなことを考えていかなければならぬということ、ただいまおっしゃいましたような検討をいたしております。

○只松委員 そういうところで、住宅公団だけに許可してないですね。そうでなく、住宅公団の中に純民間、個人にも今後許可する、こういう方針ですか。それともこれは、住宅公団側が何と申上できないわけですか。こういうことですか。それとも第三の案として、たばこポストを置くなり、あるいはその中にはないけれども、ほかのところ、たとえば草加市なら草加市でたばこ屋さんをやっておられる人がここに来て、さつき鉄道の場合にとられておられるように、委託販売あるいは出張販売というようにすることができるといことを将来お認めになりますかどうか。ここでぜひお答えできなければ、あとで研究してお答えいただいてもけっこうです。

○齋藤説明員 おっしゃいましたように、第一番問題になりますのは、住宅公団なりその管理者の承諾が得られるかどうかということが問題でございます。そのほの承諾さえ得られれば、その中に住んでおられる個人の方が申請をなさった場合には、条件にかなってあれば、許可するということは一向差しつかえございません。

それから、ただいまちょっとお話がございましたが、出張販売をやりますとか、あるいは自動販売機を活用するとか、いろいろな技術的な方法はあろうかと思えます。しかし、すべて管理者の意向にかかっているわけでございます。私たちは、管理者のほうの御承諾を得られるような努力をいたしたいというふうに考えております。

○只松委員 住宅公団の場合、あるいは業者はできるだけ自分で収益を上げようとする。結論から言うと、自動販売機や何かを置くのは好まないのですよ。しかし、皆さん方たばこを売る人間としては、やはり買われる人の、顧客の利便をはか

らなければならぬ、こういうことだと思ふのです。もう少しそこらは、公団といえどもほとんど政府管掌下にあるわけですから、そこいらとひとつ連絡して、出張販売ができなければ自動販売機いろいろ金が出てくるのだから、その中から委託管理費ぐらい出してするならば助かると思ふのです。たとえば春日部団地とか、いろいろ大きな団地ができておりますが、ほんの一方所か二カ所しかない。しかもそういうところは、夕方になると店がぱっと締まってしまふのです。夜になると、たばこを吸いたくとも買いに行けないう草加市までわざわざ電車に乗って買いに行く。そういうことがあるわけですから、ひとつそういう御検討をいただくということで、きょうは、飛び入りの質問ですからこれで終わります。

○金子（一）委員長代理 佐藤副次郎君。

○佐藤副次郎君 食糧庁長官に二、三お尋ねしたいと思ふのです。

御承知のように、数年前までは米が余ったといううような声がありましたが、最近では米が非常に不足しているという声があるのです。この理由を簡単に御説明願いたい。

もう一つ、時間がありませんから、できるだけかいつまんで質問しますが、足りない米に対して需給計画をどのように立てているか、お伺いいたします。

○齋藤誠政府委員 最近の米の需給の動向がどういうふうになっておるかということでございますが、大體としてまず申し上げますと、これまでの五年間かなりの傾向をとって見ますと、大體国内の生産の伸びと消費の伸びとを比較いたしますと、まず均衡状態を得ているというふうに考えられるわけでございます。と申しますのは、一面におきまして、われわれの推測によりますと、一人当たりの米の消費量は三十七年くらいから大體横ばいしないし漸減になっておりまして、これは食糧庁で食糧需給表を毎年つくっておりますが、一人当たりの消費量につきましては三十八年、三十九

年と下がっております。これは今後、おそらく食生活の変化に際しましてそういう傾向をたどっていくのではなからうか、こう考えておるわけでございます。したがって、人口増加程度のもものは全休量としてはふえておる。人口増加と申しますと、大體〇・九％の増加率であります。一方、生産の面について見ますと、大體一・五ないし二％くらいの伸びを示しております。そういう基調からいたしますと、いま申し上げたように、安定した基調となつておるといふふうに考えております。

最近の動向といたしまして、御承知のように三十七年産米は非常な豊作でありましたが、三十八年産米は減収をいたしたわけでありまして、三十八年、三十九年産米と、いずれも三十七年の豊作時に比べますと、三十八年産米は十九万トン、それから三十九年産米は、内地都府県におきましては五万トンくらいの増加になっておりますけれども、北海道が冷害で二十八万トン生産減があるというところで、差し引き二十三万トンの減になつておる、こういう状態になっておるわけでございます。したがって、三十七年度まで年々全休量としてふえてきた趨勢が、三十八年、三十九年と若干生産が減つて、三十九年産米は、いま申し上げたように、北海道の冷害によつて二十三万トン減つてまいつておる。こういう関係で、端境期における需給操作の面におきましては、若干引き締まりの傾向を示してまいつたわけでございます。

そこへもつてまいりまして、今度は、最近の食糧の需給操作関係を見ますと、年々生産量の中で政府の買い上げ比率というものが高まっております。昨年度のごときは、五五％くらいも生産量に対して買い入れ比率が占めておる。これが十年くらい前でありまして、四割をこえるということはいへんな収獲量を要したわけでございますが、そういう関係、その後におきましてはだんだんその率が高まっております、こういう状況を示しておる。これは、一つには農家人口が減つてきたといううようなこと、あるいは消費量も減つてきた、

こういうことで販売量が絶体的にふえるという傾向を示してきたと思われるわけでございます。しかし同時に、その結果は、いわば流通米といえますか、売れる量も絶対的に減ってまいった関係で、売却量につきましても、政府に依存する度合いがだんだん高まってきておる。これにはいま申し上げたように、流通米の減ったこともありましようし、これは食糧庁の見解になるかもしれませんが、米価が絶対的に割安であるというようなことで、売却量についても、政府から買うほうが量がだんだんふえてくる、こういうことがありまして、そこで、当初の年々の全体としての需要量と比べてみますと、政府に対する売却量というものは若干多目に年々ふえておる、こういう傾向にあるように思われるわけでございます。

そこで、全体としましては、先ほど申し上げたような基調にありましても、食糧の需給の操作面においては、端境期におきましてそういうふうにはだんだん引き締まったような傾向が、去年、ことしというふうにはあらわれておるわけでございます。そこで当然、それに対しては輸入量の増大ということで対処することになるわけであります。昨年、三十八年度におきましては、準内地米に該当するものを約二十万トン程度輸入いたしました。ことしの米穀年度におきましては、三十三万トン程度の準内地米の輸入計画を立てておる、こういうことになっておるわけでございませう。そういうことで、輸入量と合わせまして需給量の必要量については、これは確保する。内地米はいま申し上げたような状況になっておる、こういうことでございませう。

○佐藤(観)委員 それと関連しまして、実は私は六年前くらい前に東南アジアに行ったときには、タイとかビルマという国からいろいろ米の押し売りの話を聞きまして、非常に米が余っておるの、まあ当時向こうの言うには、戦争中に非常に援助したから、余ったからといって買わぬでは困るといって、いろいろ六人で行ったのですが、そういう話を聞いたのです。実は先月、ちょっとタ

イのほうに行つて来たのですが、そういう傾向がない、そういうことがなかったということと同時に、最近、中共からも米を買おうじゃないかという声があるように聞いておりますが、大体大分けにして、輸入米の国のトン数ですね、それを簡単にいいですから、タイから、ビルマから、あるいはそこからというようないふことがありましたら、あらかたでいいですが、お知らせ願ひたい。

○齋藤(誠)政府委員 まず準内地米で言いますと、昨年度であります、約九万トンを加州米、それから約十万トンを台湾、それから二万トンをスペイン、これが昨年度の輸入量であります。あと、お尋ねの普通外来であります、これはタイから約三万トン、ビルマから三万トンないし四万トン程度だと記憶いたしております。それから碎米を、タイとカンボジアから約八万トンくらい入れておる状況であります。

(金子)(一)委員長代理退席、委員長着席
○佐藤(観)委員 いろいろ意見がありますが、やはりこれからは、輸入する量が、いまの情勢ではもつとふえるように思うのですが、食糧庁長官の見通しではどういうふうにお考えになっておりますか。

○齋藤(誠)政府委員 たとえば全体の生産の動向、三十九年中に減つてきておるということを申し上げましたが、三十九年度米は、北海道の冷害というふうな特殊事情がございしたので、これが通常の平年作以上になって千三百万トン近いということになれば、輸入量につきましても、いま以上にふえるということにはならぬと思ひますが、これは作況いかによることでありましようが、しかしわれわれとしては、大体いまの輸入量ぐらゐのものは必要になつてくるのではないかと思つております。

○佐藤(観)委員 時間がありませんから、食糧庁長官に聞くのはこれくらいにして、泉さんにお尋ねしたいのだが、いま食糧庁長官が言われまされたように、米が格安だからよけい食べるようになったという意見ですね。これは一般にいわれている

のですが、こうやって毎年、予約減税のために法律をつくらなければならぬわけでありますが、私には不合理ではないかと思ふのです。御承知のうちに、米の価格を政府がきめた以上は、ある程度までの米の予約減税くらいは当然やるべきじゃないかと思ふのです。こういうことを毎年大蔵委員会で非常に迫つたときに無理にやるのだが、こんなものはなくしてしまつて、米の値段を政府で定める間は、予約減税は当然すべきだという見地に立つてやるべきではないかと思ふのですが、泉さんどうですか。

○泉政府委員 御意見の点はまことにございませう。このように毎年特例法を設けるという点につきましては、いろいろ問題のあることは十分承知いたしておるわけでございませう。この法案でもおわかりのように、毎年時期別格差を付する時期が地方によつて違つてまいります。その年の作況なり天候のぐあひによりまして、時期がいろいろ變つてまいります。また時期別格差が變つてきたり、本年のように申し込み加算金の額が減るといったようなことがございませう。ですから、毎年同じ形でない、年々違つた姿の法律にならざるを得ない関係でございませう。たいへん恐縮でございませうけれども、毎年臨時特例でそういうことをいたしておるのでございませう。もし法律で基本法をつくつておいて、そういう内容は政令でやればよいとおっしゃれば、それはまた一つのお考えかもしれないけれども、やはり租税法主義のたてまえから申しまして、法律で規定すべきことであらう、かように考えて、毎年特例法をお願いいたしておるわけでございませう。

○佐藤(観)委員 実は食糧の赤字のためにいろいろ問題になるのでありますが、しかし食糧の赤字は農民に転嫁されるものではなくて、やはりこれは社会政策的にやつておることだと思ふのです。が、それと同時に、食糧庁長官にいろいろ聞けばわかるのでありますが、農家のいまの経済状態は、手数料その他働く者の賃金が上がつてきた関係上、非常に苦しくなつてきておると思ふので

係上、非常に苦しくなつてきておると思ふのです。しかし、農家全体とすれば、これは御承知のうちに、一割くらいは租税の対象になつておるわけでございますけれども、おそろく米価の問題は、毎年起きると思ふのですが、同じことを毎年繰り返しておる。これは、抜本的にそうするには、やはり税金の面から考えていかなければ農家の経済は立つていかなうに思ふのです。こういう点で、米はやはり何といつても日本人の主食でございまして、いろいろの点で無理をして相当やつておると思ひますが、ただこのままでありますと、やはり農家が米をつくるのをいやがる。私らのほうでも、これは名古屋の近くであります。あきんどです。青年の者は、ほとんど町へ出て、一日千五百円から二千円になるのですから、たんぼに働きに出ないという現状は、私は何か税のほうでも考へてやる必要があるのじゃないかと思ふ。こういう点について、泉さんは税金を取るのが本職でありますから、そういうことは考えられないかもしれないが、予約減税というふうなこういう問題は、もう少し抜本的に、ある方法で何とかする必要があるのじゃないかというように思ふのですが、この点はどのように考へておられますか。あと武藤さんがやりますから、私はこれぐらゐにしておきますが、その点をもう一点だけお尋ねしておきます。

○泉政府委員 お話のように、最近農業生産に従事する青年労働者が減つてまいって、いわゆる三ちゃん農業というふうなことになる。事情はよくわかるのでございませうが、これはしかし、単に税金の問題というよりは、やはり農業政策全体の大きな問題であらうと思ふのでございませう。私、別に農業政策についてそのようなことを申し上げる立場にございませうので申し上げかねるの、でございませうが、ただ、私も税の立場から申し上げますと、なるほどこの予約減税ということによりまして、事前売り渡し申し込み制度による集荷の促進がはかられておるということがいわれて

おりますけれども、この制度がしかれてからすでに十年も経過いたしておるわけでございまして、はたしてこの減税制度によって集荷が促進されておるのか、それともそれ以外の理由によって集荷が促進されているのか、いろいろ問題のあるところだと思ひます。

それからまた、このように農民に対して減税を行なう必要性はあるにいたしましたが、その場合に、減税の特典を受ける者が農業生産者のうちでごくわずかのものである、もちろん、地方税も含めますれば相当の人数になることは御存じのとおりでございますけれども、農業生産者のうちのごくわずかの者しか特典を受けないというような形でやるのがよいのか、それとも同じ減税額を農民に与えるならば、もっと違った形で農民全体がもつと潤うような姿でやっていくべきか、これはなかなか問題があるところではないかというふうには私に思ふのでございます。しかしながら、まだ私もそのようなことについて申し上げべき立場にございませんで、現在の段階におきましては、このように食糧庁の事前売り渡し申し込み制度による集荷に協力する意味で、このような特例法を出しておるのでございます。しかし、農民の税の負担のあり方という根本的な考え方からすれば、なおいろいろ検討すべき点が、私はあるのではないかというふうに思つておるのでございます。

○吉田委員長　ただいま議題となつております両案中、参議院送付にかかる昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○吉田委員長　これより討論に入るのでありますが、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

おはかりいたします。
本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長　御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長　御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

次会は、来たる十二日午前十時より理事会、十三時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

昭和四十年二月十三日印刷

昭和四十年二月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局